

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月29日 13時04分ごろ
発生場所	山口県周防大島町諸島南東方沖 根ナシ礁灯標から真方位007°460m付近 （概位 北緯33°57.0′ 東経132°29.9′）
事故の概要	遊漁船勇起は、北北西進中、また、プレジャーボートナメソ丸は、船首を南方に向けて停留中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月9日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 勇起、5トン未満（長さ8.68m） 244-16323広島、有限会社勇起工業 B プレジャーボート ナメソ丸、2.6トン 242-30709広島、運船建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部 門 下部に凹損 B 船首部手すりに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 南西流約1ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、周囲に約60隻の釣り船（以下「本件釣り船群」という。）のいる中を通して潮上りをしようと、船長Aが操舵区画の右舷側の椅子に腰掛けて操船し、目視で見張りながら、約15km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、北北西進していた。 A船は、船首が少し浮上した状態で、船長Aが、右舷船首部に立っていた釣り客が妨げになって、その方向が見えにくいと思いながら操船を続けていたところ、右舷船首方至近にB船の操舵室が見えたので、機関を後進一杯としたもの間に合わず、右舷船首部とB船の船首部が衝突した。 船長Aは、いつも釣り場で潮上りをする際は、釣り船が密集している場所を避けて迂回していたが、本事故前、一部の釣り客に釣果がなかったもので、残りの釣りの時間を多く取れるように潮上りの時間を短縮しようと思い、本件釣り船群の中を移動した。 B船は、本件釣り船群の中で、船長Bが1人で乗り組み、知人1人

	<p>を乗せ、船首を風上の方向に自動で維持する操船装置を作動させて船首を南方に向け、船長が右舷船尾部、知人が船首部で流し釣りをしながら、停留していた。</p> <p>船長Bは、左舷船首方約500mに接近するA船を視認したものの、そのうちにA船がB船を避けてくれると思い、停留を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、A船との距離が約100mになっても、A船が避けようとしないので危険を感じてB船を移動させようと思ったが、周囲に多数の釣り船が停留しており、それらを避けるようにB船を急に動かすと船首部で釣りをしていた知人が落水すると思い、知人に注意喚起をしたがどうすることもできず、船首部とA船の右舷船首部が衝突した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、本件釣り船群の中を北北西進中、船長Aが、潮上りの時間を短縮しようと思い、船首の浮上及び右舷船首部に立っていた釣り客による死角が生じた状態で航行を続けたことから、死角内にいたB船に気付くのが遅れ、機関を後進一杯としたものの間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故前、一部の釣り客に釣果がなく、残りの釣りの時間を多く取れるように潮上りの時間を短縮しようと思ったことから、本件釣り船群の中を、船首の浮上及び右舷船首部に立っていた釣り客による死角が生じた状態で航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、本件釣り船群の中で停留中、船長Bが、A船を視認したものの、そのうちにA船がB船を避けてくれると思い、停留を続けたことから、知人に注意喚起をしたがどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件釣り船群の中で、A船が、北北西進中、B船が、船首を南方に向けて停留中、船長Aが、潮上りの時間を短縮しようと思い、船首の浮上及び右舷船首部に立っていた釣り客による死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、A船を視認したものの、そのうちにA船がB船を避けてくれると思い、停留を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、航行中に船首方に死角が生じるような人の配置にしないこと。 ・船長は、操舵室を移動するなどして死角を補う適切な見張りを行うこと。 ・船長は、接近してくる他船を認めた時には、その船舶が避けてくれるだろうと思わずに、早期にその船舶に注意喚起するとともに、乗船者に注意喚起して衝突回避のための措置を採ること。